

平成26年10月21日

長崎県交通安全推進県民協議会会員 様

長崎県交通安全推進県民協議会会長

長崎県知事 中 村 法 道

(公 印 省 略)

平成26年年末の交通安全県民運動の実施について(通知)

来る12月15日(月)から12月24日(水)までの10日間、平成26年年末の交通安全県民運動を別添「実施要綱」により実施します。

県内の交通情勢をみますと、本年10月20日現在(概数:県警データ)、交通事故発生件数は、4,997件で、前年の同期に比べ578件と大幅に減少しているものの、交通事故死者数については42人と、2人の増加となっており、そのうち、高齢者の死者数が21人で全死者数の50%を占めているほか、飲酒運転による死亡事故も4件発生するなど、厳しい情勢となっています。

このような情勢を踏まえ、運動の重点を

- 飲酒運転の根絶
- 高齢者の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

の3項目とし、県民総ぐるみの交通安全運動を推進することとしております。

また、昨今、「危険ドラッグ」の乱用者が罪を犯したり、交通死亡事故を引き起こしたりする事案が発生するなど、深刻な社会問題となっていることから、年末の交通安全県民運動においても、「危険ドラッグ」の根絶に向けた取組を併せて推進することとしております。

各関係機関・団体の皆様におかれましては、引き続き地域の実情に応じた交通安全計画を策定し、県民総ぐるみの交通安全運動として取り組んでいただくとともに、「危険ドラッグ」使用による運転の悪質性・危険性を含めた積極的な広報啓発活動を進めていただきますようお願いいたします。

担当 長崎県県民生活部交通・地域安全課 笠

TEL 095-895-2341・FAX 095-895-2598

(e-mail) ryuu3510@pref.nagasaki.lg.jp